

令和7年経営事項審査申請の手引の主な変更点

■ 技術職員名簿記入要領と留意点

従業員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境整備が重要であることから、以下のとおり文言を追加して取扱いを変更します。

『賃金台帳において、審査基準日を含む月の出勤が一切認められず、かつ、賃金が支給されていない技術者 (育児・介護休業取得による理由である場合を除く。) は、審査基準日において建設業に従事できていないものとみなし、技術職員名簿から削除します。』

<関連ページ>

P.28～P.30

■ その他（共通）

- ・レイアウトの調整
- ・軽微な文言の修正 等